内田博文教授略歴

一九四六年九月　大阪府に生まれる

学　歴

一九六五年四月　京都大学法学部入学
一九六九年三月　同卒業
一九六九年四月　京都大学大学院法学研究科修士課程（民刑事法専攻）入学
一九七一年三月　同修了

職　歴

一九七一年四月　愛媛大学法文学部助手
　　　　九月　（仏）ストラスブール大学大学院（至一九七二年七月）
一九七三年四月　愛媛大学法文学部講師
一九七五年三月　同退職
　　　　四月　神戸学院大学法学部講師
一九七六年四月　同助教授

一九八五年四月　同教授
一九八八年三月　同退職
　　　　四月　九州大学法学部教授
一九九一年五月　日本刑法学会理事（至二〇〇三年四月）
一九九三年五月　民主主義科学者協会法律部会理事（至二〇〇二年五月）
一九九五年四月　九州大学学長補佐（至一九九六年三月）
二〇〇〇年四月　九州大学大学院法学研究院教授（組織変換に伴う）
　　　　　　　　国立大学協会第八常置委員会委員（至二〇〇二年三月）
二〇〇〇年七月　九州大学大学院法学研究院長（兼法学府長・法学部長）（至二〇〇一年六月）
　　　　　　　　国立大学協会設置形態検討特別委員会専門委員（至二〇〇二年三月）
　　　　　　　　国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議委員（至二〇〇二年三月）
二〇〇三年一〇月　ハンセン病問題検証会議副座長（至二〇〇五年三月）
二〇〇六年四月　ハンセン病問題検証会議の提言に基づく再発防止検討会座長代理（至現在）
二〇一〇年三月　九州大学大学院法学研究院退職
二〇一〇年四月　神戸学院大学法科大学院教授
　　　　五月　福岡県人権擁護委員連合会会長（至現在）
　　　　六月　九州人権擁護委員連合会会長（至現在）
　　　　七月　全国人権擁護委員連合会副会長（至二〇一二年六月）
二〇一一年一月　熊本県無らい県運動検証委員会委員長（至二〇一四年三月）

四月　福岡県人権施策推進懇話会委員（至現在）
二〇一二年四月　熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会委員長（至現在）
福岡市教育委員会人権教育推進計画点検・検証委員会委員長（至現在）
七月　全国人権擁護委員連合会会長（至現在）
二〇一三年四月　福岡市精神医療審査会会長（至二〇一八年三月）
公益財団法人人権擁護協力会理事（至現在）
公益財団法人福岡県人権啓発情報センター評議員（至現在）
二〇一四年四月　一般社団法人部落解放人権研究所第四研究部門長（至現在）
二〇一五年四月　神戸学院大学法学部教授（神戸学院大学法科大学院の廃止に伴う移籍）（至二〇一七年三月）
男女共同参画推進連携会議委員（至現在）
二〇一六年七月　「法と民主主義」四九九号の特集「特集ハンセン病「特別法廷」と司法の責任―遅すぎた最高裁の検証」で日本民主主義法律家協会「法と民主主義賞」を共同受賞
二〇一七年三月　神戸学院大学法学部退職
四月　同学部非常勤講師（至現在）
二〇一八年六月　全国国立ハンセン病療養所入所者協議会有識者会議座長（至現在）
二〇一八年一〇月　私たちの暮らしを守る市民塾代表（至現在）
二〇一九年四月　全国精神医療審査会連絡協議会理事（至現在）

内田博文教授主要著作目録

（主要著作目録については、二〇一七年三月三日（金）に行われた「内田博文教授最終講義・記念講演」の資料である。暦年のなかで主要業績の解説があり、ここに再掲する。二〇一七年四月以降分も新たに加えた。）

最終講義

一九七一年三月：京都大学大学院法学研究科修士課程卒業

一九七一年四月：愛媛大学法文学部助手（刑法担当）

一九七三年四月：同学部講師（刑法担当）

○「フランス革命と刑法――フランス一七九一年刑法典について」一九七三年、愛媛法学六号

＊一七八九年のフランス人権宣言で謳われた近代刑法の基本原則に基づいて立案され、草案の段階では死刑を全廃しており、近代刑法の起源と位置づけられるフランスの一七九一年刑法典を取り上げ、主に議会審議録を資料にして基本原則の確認作業を行ったもので、その後のフランス一八一〇年刑法との違いも浮き彫りにすることに努めた。

○単著「マラーと刑法」一九七四年、愛媛法学会雑誌一巻一号

＊フランス革命のリーダーであったマラーの刑法思想を、マラーの「人民の友」を資料にして分析を試みた。

一九七五年四月：神戸学院大学法学部講師（刑法担当）

○単著「フランスの刑事再審制度」一九七五年、ジュリスト六〇一号

＊最高裁が「疑わしきは被告人の利益に」という原則を再審にも適用するとの判断を一九七五年の白鳥決定で示したのを受けて刑事訴訟法学会でも再審法研究への取り組みが活発化し、比較法研究を共同して進めようということになった。筆者に割り当てられたのがフランスの再審制度の紹介で、本稿はその研究成果を公刊したものである。日本の刑事再審制度は制度的にはフランスを受け継いでいるが、フランスでは職権主義的に無辜の救済を図っているのに対して、日本ではそうなっていないことを示した。内田の再審法研究の原点

である。

一九七六年四月：同学部助教授（刑法担当）

一九八六年四月：同教授（刑法担当）

○単著「戦後のわが国における近代刑法史研究（一）～（一〇）」一九七八年～一九八四年、神戸学院法学八巻四号～一七巻四号

＊「戦後のわが国における近代刑法史研究」と題されているが、明治以来の日本刑法、日本刑法学の歩みを近代刑法の受容と変容、戦前と戦後の断絶と連続などという観点から詳しく分析を試みたものである。その後の、筆者の歴史研究に基づく刑事法研究の起点となった。

○単著「ベンサム刑法理論について（一）～（三）」一九八四年～一九八六年、刑法雑誌二六巻一号～二七巻二号

＊近代法律学の創始者と称えられ、法実証主義の創始者ともされるイギリスのジェレミーベンサムの刑法理論を取り上げて、ベッカリアの刑法理論との違いを意識しながら、その今日的意義を分析したもので、刑法学会における個別報告を膨らませて、三回に亘って連載した。ベンサムにいう「最大多数の最大幸福」には犯罪者の利益も含まれていることを明らかにした。

一九八八年四月：九州大学法学部教授（刑法担当）

○単著『刑法学における歴史研究の意義と方法』一九九七年、九州大学出版会

＊最初の単著の著書で、文字通り、歴史研究による刑法学の意義と方法を扱った。刑法解釈学の科学性を扱った冒頭論文のほか、ベンサムやベッカリアの刑法理論、平野刑法学、藤木刑法学を分析した論稿も収録した。加えて、道路交通法、公職選挙法をはじめとする特別刑法についての論稿も収めた。

○単著「団藤刑事法学と死刑廃止論」一九九九年、『民衆司法と刑事法学（庭山英雄先生古稀祝賀記念論文集）』（現代人文社）

＊団藤博士の死刑廃止論の意義と限界を扱った。併せて、団藤博士の主体性の理論についても、「主体性」が問われるべきは裁判官も含む為政者であって、被告人、国民に求めるのはベクトルが逆ではないかと批判した。

○単著「『市民的治安主義』の拡大」二〇〇〇年、法の科学二九号

＊治安主義には、為政者のレベルでの治安主義だけではなく、市民のレベルでの治安主義についても警戒が必要だという観点から、市民的治安主義というネーミングの下に、その動向を分析した。

○単著「薬物自己使用事犯の法的検討」二〇〇一年、厚生

科学研究補助金『薬物依存・中毒者のアフターケアに関する研究』

＊欧米では、薬物依存の問題は医学的に対応され、ダイバージョンが図られているのに対して、日本ではもっぱら厳罰主義的対応に終始しており、それが問題解決を妨げる一因になっているという観点から、比較法を参考にしつつ非犯罪化の可能性を検討した。

○共著『危険運転致死傷罪の総合的研究：重罰化立法の検証』二〇〇五年、日本評論社

＊本書は、重罰化の象徴ともいうべき危険運転致死傷罪を取り上げ、原理的な批判を展開する第一部と、限定解釈を通じた弊害の減少化を探った第二部とからなる。内田は、第一部及び第二部いずれにおいても総論的部分の執筆を担当した。

＊本書は、危険運転致死傷罪の刑事弁護を担当する弁護士の教科書となっていった。弁護人の依頼で何度か裁判所に危険運転致死傷罪の解釈等についての意見書を提出した。

○編著『ハンセン病問題検証会議最終報告書』二〇〇五年

＊「らい予防法」を違憲とした二〇〇一年五月一一日の熊本地裁判決を受けて、国が真相究明及び再発防止などの検討のために設置した第三者機関「ハンセン病問題検証会議」の最終報告書等を作成する起草委員会の責任者及び検証会議の副座長として、同報告書の執筆及び監修に従事した。

＊報告書は厚生労働大臣を通じて政府に提出され、参議院厚生労働委員会でも審議の対象にされた。同委員会に出席したが、同委員会では報告書の提言等を最大限尊重することが決議された。

＊マスコミでも大々的に報道された。

○単著「ハンセン病問題の『善意』と『同情』」二〇〇五年、福祉新聞二二四八号

＊医療や福祉の世界で今も残っている「善意論」や「同情論」の反人権性を、ハンセン病問題を切口にして批判的に考察した。

＊翌年の上智大学の入試問題で「次の論文を読んで問いに答えよ」の参考論文に用いられた。

○単著『ハンセン病検証会議の記録：検証文化の定着を求めて』二〇〇六年、明石書店

＊上記の検証会議の報告書は膨大で、一部に不十分な点も残ったことから、内田の見解で補正してまとめ直したのが本著である。

＊国立ハンセン病療養所入所者協議会などからはハンセン病問題の教科書と位置づけられている。

○単著『求められる人権救済法制の論点』二〇〇六年、解放出版社

＊国や自治体で人権救済法の制定が問題になっていることから、あるべき救済法制の主な論点を整理するとともに、処罰型の救済法ではなく、いわば理解促進型の救済法を提示した。内田の刑法理論と両輪をなすものである。

○編著『「市民」と刑事法：わたしとあなたのための生きた刑事法入門〔第二版〕』二〇〇六年、日本評論社

＊市民的治安主義が広がるなか、刑事法の基本原則を市民に正しく理解してもらうためには、市民の加害者性にも光を当てた初学者向けの著書が必要になっているのではないかという観点から、内田門下生を核とする九州フォーラムのメンバーを中心にして編んだのが本書である。マスコミの犯罪報道や、犯罪被害者の問題、専門性と市民性の問題も取り上げた。

＊幸い、改訂を重ね、現在は第四版が販売されている。

○単著「学術の周辺 科学と社会 ハンセン病強制隔離政策の検証」二〇〇六年、日本学術会議編『学術の動向』一一巻八号

＊日本学術会議事務局からの依頼を受けて執筆したのが本稿である。日米欧の間では高等教育の平準化のを検討作業が進められており、「科学の発達が人間の生活にどのような影響を与えたか」ということをいかに教育するかということが一番の問題になっていることから、ハンセン病強制隔離政策を切口として科学と社会の関係を取り上げた。

○ミニシンポジウム（司会・コーディネータ：篠原敏雄、報告者：清水誠、吉田克己、広渡清吾、篠原敏雄、飯島紀昭、今村与一、西谷敏、近藤充代、内田博文）「市民法学・市民法論の現在」二〇〇六年、日本法社会学会二〇〇六年度学術大会

＊日本法社会学会の要請で内田も本シンポジウムに参加した。刑事法学の立場から報告し、質疑に加わった。市民的治安主義に焦点を当てて報告した。

○単著「地域健康危機管理事業と人権保障」二〇〇七年、厚生科学研究報告書『平成一九年度地域健康危機管理事業：地域の健康危機管理を担う保健所職員等の資質向上に関する研究』

＊二〇〇一（平成一三）年に定められた「厚生労働省健康危機管理基本指針」によれば、健康危機管理とは、「医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務であって、厚生労働省の所管に属するものをいう」とされている。「その他何らかの原因」の中には、阪神・淡路大震災や有珠山噴火のような自然災害、和歌山市毒物混入カレー事件のような犯罪、

ＪＣＯによる東海村臨界事故のような放射線事故、健康被害は発生しなかったがその可能性が心配されたコンピュータ西暦二〇〇〇年問題等、様々な原因の健康危機事例が含まれる。また、サリン事件のような化学兵器や毒劇物を使用した大量殺傷型テロ事件が発生した場合にも対処を求められる可能性がある。その意味では、健康危機管理とは有事下における国民の健康維持の問題といってもよい。しかし、社会防衛という観点からの措置が前面に出れば、弱者の健康は犠牲にされる可能性が強い。現に各地からはそのような事例の報告も見られる。そこで、同事業への人権論のビルトイン化を展開したのが本稿である。憲法改正問題が現実の日程に上りつつ今日、本テーマの重要性はより増しているといえよう。

○単著「牧野刑法学における社会政策と治安政策の接合について」二〇〇七年、『鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集』上巻（成文堂）

＊刑罰か福祉かという形で議論される傾向が強いが、日本の福祉政策はその成り立ちからして治安主義を内包しており、一九九〇年以降、その傾向がより顕著となってきたのではないかという問題関心から、刑事政策という概念に基づいて社会政策と治安政策の接合を説いた牧野刑法学を取り上げ、その批判的考察を行ったのが本稿である。

＊本稿にはハンセン病検証会議での研究成果が生かされている。

○単著『日本刑法学のあゆみと課題』二〇〇八年、日本評論社

＊神戸学院法学に七年間、一〇回に亘って連載した単著「戦後のわが国における近代刑法史研究（一）～（一〇）」をベースに、文字通り、日本刑法、日本刑法学、刑法判例の歩みを分析し、今後の進むべき方向を示したのが本書である。

＊内田の刑法研究の一応のまとめともいうべきものである。

＊中国で翻訳出版の作業が進んでおり、中国政府の出版許可は既に取得済みとのことである。

○単著「裁判員制度の実施を前に―刑事裁判を取り巻く社会情勢の変化を踏まえて―」二〇〇八年、青年法律家号外

＊福岡市内で青年法律家協会の総会が持たれたことから、同総会で行った記念講演を原稿化したのが本稿である。裁判員制度の狙いとそれが刑事裁判に与える影響を批判的に分析した。

○単著「精神科病院への「強制入院」は合憲か？―精神保健福祉法と心神喪失者等医療観察法を検証する」二〇〇

九年、戒能通厚他編『日本社会と法律学：歴史、現状、展望：渡辺洋三先生追悼論集』（日本評論社）

＊ハンセン病検証会議の研究成果を精神科医療に展開するという観点から、「精神科医療における強制入院」の違憲性を論じたのが本稿である。

○単著「医事法におけるパラダイムの転換～国策に奉仕する医療から国民の命を守る医療へ～」二〇〇九年、患者の権利二五周年記念シンポジウム講演

＊ハンセン病問題の教訓を活かして、国策に奉仕する医療から国民の命を守る医療へのパラダイムの転換を訴えたのが本講演である。医療界からも支持する見解が広がり、次の検討会報告書につながっていった。

○編著『ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会報告書』二〇〇九年

＊ハンセン病問題検証会議の提言に基づいて設置されたのが本検討会で、内田は引き続き、座長代理として従事することになった。提言では患者の権利を中核とする医療基本法の制定を国に提言することとなっていたことから、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出した。国策に奉仕する医療から国民の命を守る医療へパラダイムの転換をベースにしたことから、同報告書により日本のほとんどの医療界が基本法の制定に賛成の態度をとるように転換したということが本報告書の意義である。

＊内田は座長代理として起草委員長を務めた。

二〇一〇年三月：九州大学定年退職（名誉教授）

二〇一〇年四月：神戸学院大学法科大学院教授（刑事訴訟法担当）

○共著「精神科医療と患者の権利――イギリスからみたポスト医療観察法」二〇一〇年、精神医療第四五九号

＊強制入院を中心に精神科医療の問題を再び取り上げ、イギリスとの比較を通して医療観察法の廃止などを訴えた。

○単著「精神保健福祉法・強制医療の批判的考察」二〇一〇年情況第一一巻六号

＊文字通り、精神科医療法の批判を改めて展開したものである。

○編著『冤罪：福岡事件』二〇一一年、現代人文社

＊一九四七年五月、福岡市で二人の闇ブローカーが殺害された。警察は西武雄、石井健治郎ら復員軍人八人を逮捕。この事件では西と石井の死刑が確定したが、石井は射殺したことは認めるがあくまで正当防衛を主張し、西は無罪だと主張していた。石井は恩赦により無期に減刑されたが、西は減刑されず死刑が執行されて

しまった。

＊捜査および裁判には多くの疑問が残り、冤罪の可能性が高いことを訴えたのが本書である。

＊一九六八年四月に神近市子衆議院議員らによって国会に再審特例法案が提出される契機になった事件でもある。

○単著「責任能力概念の再構成」二〇一一年、『村井敏邦先生古稀祝賀論文集』（日本評論社）

＊刑法第三九条については「医学モデル」によっており、障害者権利条約違反で廃止すべきだとの声が国際的には強い。しかし、現行では、同三九条を廃止した場合、刑務所に収容された後、再び精神病院に強制入院という事態が増加することが予想される。そこで、障害者権利条約の採用した「社会モデル」に従って責任能力概念を再構成すべきことを提言したのが本稿である。

＊本規定の「医学モデル」に基づく運用が精神障がい者差別を助長するとともに、死刑判決をもたらしていることも併せて指摘した。

○単著「刑法学は、なぜ刑務所を語らなくなったのか—刑法学の現状と課題」二〇一一年、日本犯罪社会学会第三八回大会報告要旨集

＊日本犯罪社会学会の依頼を受けて行った報告を活字化したのが本稿である。

○編著『転落自白』二〇一二年、日本評論社

＊氷見事件など、真犯人が現れたことから、有罪確定者が検察官の請求で再審無罪とされるケースが現出した。これらは、いわば政府公認の冤罪事件だといってもよい。その結果、有罪確定者の「虚偽自白」と真犯人の「自白」を比較検討することができることになった。この比較検討を通じて、現状の自白調書の信用性判断がいかに杜撰で、冤罪の温床になっているか、改善のためにはどう改めるべきかを示したのが本書である。

＊本書は韓国で翻訳出版された。

○単著「刑罰論の現状と課題」二〇一二年、神戸学院法学四一巻三号

＊上述の日本犯罪社会学会報告を大幅に膨らませて、刑罰論の現状と課題を論じたのが本稿である。死刑についても批判的考察を行った。

○単著『刑事判例の史的展開』二〇一三年、法律文化社

＊戦後の刑事訴訟法関係の最高裁及び下級審の判決・決定をその時期の最高裁長官が指導した司法政策との関係で分析したのが本書である。

＊前記の白鳥決定については一般に積極的な評価がなされているが、石田和外コート（一九六九年一月～一九七三年五月）を受け継いで保守的な司法政策を採用した村上朝一コート（一九七三年五月～一九七六年五月）

の下でなぜ、白鳥決定が出たのかを分析しないままでは同判決を正しく理解したことにはならないであろう。
＊その後、再審は再び「厳しい時代」に入っていくが、その理由も司法政策との関係で検討が必要であろう。
＊ロースクール教育の一番のポイントは誤った判決・決定を批判し、判例変更し得る能力の涵養にあると考えられる。しかし、そのような教科書はほとんど出版されていないのが現状である。判例追随の教科書が多い。このような現状認識から本書を出版した。
○編著『歴史に学ぶ刑事訴訟法』二〇一三年、法律文化社
＊戦後の刑事訴訟法学会では、日本国憲法の制定を受けた新刑事訴訟法の制定により、戦前の刑事手続は一新されたというような誤った歴史認識の下で議論が展開されてきたきらいがある。平野刑訴法学がその代表ともいえるが、そのような誤った歴史認識が日本国憲法に照応した刑事訴訟法の制定の妨げとなってきた。
＊そのような問題意識から、戦前の刑事手続と戦後の刑事手続との間にどのような連続と断絶があるのかを各論にも入って初学者用に講じたのが本書である。
○単著『自白調書の信用性』二〇一三年、法律文化社
＊前述の『転落自白』の拙稿を膨らませて、刑事訴訟法の改正提案も織り込んだのが本書である。
＊巧妙に作成された「虚偽自白」はベテランの刑事裁判官でも見抜けないことから、捜査段階の自白調書には証拠能力を認めるべきではないと提案した。
○単著「菊池事件と憲法的再審」二〇一三年、神戸学院法学四三巻一号
＊ハンセン病差別・偏見から、最高裁は、被告人がハンセン病患者・元患者の場合、裁判所外の刑事施設などに設けた「特別法廷」で刑事裁判を行うように一律指定する方式を採用してきた。
＊そのことについて、最高裁が近時「謝罪」をしたことは周知のところであろう。
＊問題は、この「特別法廷」で満足な弁護も受けられず、かつ、適切な証拠評価・事実認定もなされずに、差別・偏見に基づいて死刑判決が言い渡され、それが確定し、死刑が執行された事件があるということである。菊池事件がそれである。
＊刑事訴訟法は遺族にも再審請求を認めているが、ハンセン病差別・偏見のために再審請求を行うことが困難な状況にある。
＊本稿は「特別法廷」の下での刑事手続が違憲で、この違憲は再審事由になることを論じたものである。
○編著『熊本県無らい県運動検証委員会報告書』二〇一四年
＊内田は熊本県が設置した本検証委員会の委員長として、

報告書の編集・作成に携わった。

＊ハンセン病問題検証会議報告書でも「無らい県運動」について分析を試みたが、資料的な問題から十分に解明できないところが残った。

＊本報告書はそれらを補ったもので、「無らい県」運動の分析としては最先端に位置するものといってよい。

○共著『ハンセン病絶対隔離政策と日本社会　無らい県運動の研究』二〇一四年、六花出版

＊本書も「無らい県運動」の分析にあてられている。上記の報告書と並んで最先端に位置する研究書といえる。

＊内田は、総論一編、各論三編の執筆を担当した。

○講演「医療・福祉と刑事政策」二〇一四年、第六回司法精神医学講演会

＊日本の医療・福祉に内包される治安主義を人権論に基づいて克服すべきことを訴えた。

○講演「人権論の課題」アムネスティ大阪集会

＊原理論、運動論、市民論の三本の矢という観点から人権論の課題について講演した。

二〇一五年四月：神戸学院大学法学部教授（刑法各論・医事法担当）

○共著「（特集）ハンセン病「特別法廷」と司法の責任―遅すぎた最高裁の検証」二〇一五年、『法と民主主義』四九九号

＊本稿により二〇一五年度「法と民主主義賞」を共同受賞した。

＊最高裁の検証についてあるべき方向を提示したものである。

＊最高裁はその後、有識者委員会を設置して検証を行わせたが、この委員会に対しても本特集を検討資料として配布したとのことである。

○単著『更生保護の展開と課題』二〇一五年、法律文化社

＊更生保護の保安処分化が進行しているのではないかという観点から、戦前及び戦後の連続性という分析視覚の下に、日本における更生保護の展開を詳しくフォローしたのが本書である。

＊思想犯保護観察法の制定と実施、戦後における少年法の制定の意義と限界、刑法全面改正作業における保安処分の提案とその後の挫折、医療観察法によるその実現についても検討を加えた。

＊更生保護における司法と福祉の交錯についても批判的に検討を加え、「社会モデル」に立脚した更生保護の構築を提唱した。

○単著『刑法と戦争』二〇一五年、みすず書房

＊戦時刑事法の動きを多角的に分析し、戦前と現代の類似性についても警鐘を鳴らした。

○講演「再犯防止を掲げる刑事政策総体の中での医療観察法」二〇一五年、医療観察法をなくす会全国集会

＊保安処分法、人権法、医療法という観点から医療観察法を見た場合、どう映るかの分析を踏まえて、「刑罰国家」に占める医療観察法の危険な役割を講じた。

○講演「差別の実態と差別禁止法の必要性」二〇一五年、部落解放研究第四九回全国集会

＊「法の支配」に基づく人権行政の必要性という観点から、立法事実を踏まえた立法の必要性を訴えた。

○単著『治安維持法の教訓』二〇一六年、みすず書房

＊拙著『更生保護の展開と課題』の執筆にあたって治安維持法の検討を行い、その研究成果の一部を神戸学院法学に四回に亘って連載していたが、立法過程だけでなく司法過程も含めてトータルに分析し、そこから得られる教訓と、この教訓から見た場合の現代の動きの危険性を描写したのが本書である。

＊幸い、共謀罪反対のバイブルとなっている。

＊関係者からの反響（例えば、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟や『治安維持法の記録』著者等）も多い。

○単著「生活保護不正受給の処罰について」二〇一六年、浅田和茂先生古希祝賀論文集上巻（成文堂）

＊現代日本の福祉における治安主義を端的に示していると考えられる生活保護法の不正受給の罪を取り上げ、批判的考察を試みたものである。

○基調講演「隔離法廷と法曹の責任―ハンセン病療養所入所者に対する『特別法廷』を考える―」二〇一六年、日本弁護士連合会主催シンポジウム

＊日弁連はこれまで「特別法廷」については特段のことはしてこなかった。しかし、最高裁の報告書が公表され、弁護士会も共同正犯の責任を負うことから、日弁連主催で開かれたのが本シンポジウムである。内田は弁護士会の責任についても言及し、検証システムの不在は裁判所だけではなく弁護士会にも見られる事柄であると指摘した。

＊裁判所のみならず弁護士会も治安維持法の検証を看過していることにも触れた。

○講演「刑訴法等改悪と共謀罪」二〇一六年、法律家五団体等主催講演会（弁護士会館）

＊拙著『治安維持法の教訓』をベースに、治安維持法と共謀罪の類似性、時代状況の類似性について講演した。

＊本講演録は「法と民主主義」一二月号に掲載された。

○単著「（焦点・論点）「共謀罪」の問題点」二〇一七年、赤旗一月二〇日号

＊三〇〇〇字弱で「共謀罪」の問題点を近代刑法の基本原則の否定という観点からかなり詳しく解説した。反響があり、インターネットにアップされた。

二〇一七年四月：神戸学院大学法学部非常勤講師（刑法総論・刑法各論・医事法担当）

○単著「共謀罪のある社会」雑誌『世界』二〇一七年五月号

＊治安維持法の制定・改正によって社会がどのように変質したかの歴史的事実を踏まえて、共謀罪のある社会とは国民にとってどのような社会であるかを詳説した。

○単著「刑事再審法改正の提案　はじめに」九州再審弁護団連絡会出版委員会編『緊急提言！刑事再審法改正と国会の責任』日本評論社、二〇一七年八月

＊諸外国の動向を踏まえつつ、「無辜の救済」実現と誤判原因の究明、誤った裁判の根絶のために、新たに刑事再審法制の改正を緊急提案したのが本書である。

＊国会議員らに対し刑事再審法改正が国会の責任であることを理解してもらうための教材として編まれた。

○単著「差別禁止法の制定を求めて」部落解放・人権研究編『被差別マイノリティのいま　差別禁止法制定を求める当事者の声』解放出版社、二〇一七年一二月

＊本書は、国内の九つの人権課題（ハンセン病、自死（遺族）、ＬＧＢＴ、外国人、ＨＩＶ、見た目、部落、アイヌ、水俣病）をめぐる差別の現実とその課題について、関係者のわかりやすい解説と当事者による切実な「声」をとおして学ぶことができる書物として編まれた。

＊内田は、本書のまとめとして、本稿を執筆し、差別被害の深刻な実態などを踏まえて、禁止法を制定することの必要性を詳しく論じた。

○単著『治安維持法と共謀罪』岩波新書、二〇一八年一二月

＊治安維持法は市民刑法から戦時治安刑法への転換の象徴であった。戦後、日本国憲法の制定および治安維持法の廃止に逆らい、治安維持法下の諸制度は「戦時の衣」を「平時の衣」に切り替え、例外から原則の制度に逆転し、拡大されることになった。

＊いまや戦前回帰の企てが顕著になっている。本書は、共謀罪が創設され、大きく変容しつつある日本の刑事法を問うものである。

○単著『「人間の尊厳」から「強制入院」を考える（設立三二周年記念書籍）』大阪精神人権センター発行、二〇一八年二月

＊国連は、早くも一九六〇年頃、日本政府に対し精神科医療強制入院制度の廃止を勧告した。しかし、二一世紀に入っても日本では同制度は廃止されていない。

＊本書は、諸外国の動向をも踏まえ、強制入院制度の違憲性を「人間の尊厳」に基づいて論証するとともに、廃止へのプロセスと課題を整理するものである。

○単著『法に触れた少年の未来のために』みすず書房、二〇一八年九月
＊少年犯罪は増加も凶悪化も低年齢化もしておらず、減少しているのに、社会の不安感を背景に厳罰化が進んでいる。「少年法」改正がくり返され、いまや少年司法が福祉国家から刑罰国家への転換を牽引している。
＊非行少年を社会から排除するのではなく包摂するなかで、「人間の尊厳」の回復に努めるにはどうしたらよいか。少年たちをとり巻く状況を分析し、当事者と専門家と市民を三本柱にして、福祉・教育・医療・司法が人権を軸に連携する支援体制の構築を考える。
＊犯罪はもっぱら個人的、あるいは心理的な特殊な事象であるとされ、自己責任による安心・安全の確保が標榜されている。だが、非行にまつわる少年の困難や生きづらさが解決されることで再犯が防止され、社会の安全が保持されると考え、個別支援を充実させる道はないのか。更生は社会とのつながりの回復でもある。
＊「法に触れた少年」が映し出すのは、普通の子どもたちとその日常が崩壊し始めている姿である。セカンドチャンスのある社会。「悪い子」も弱い子もすべての子どもの人権を大事にする社会は、すべての人に優しい社会であろう。そのための法的根拠を刑法学から位置づけた。

○単著「菊池事件における検察官の再審請求権行使の覊束性」法学セミナー二〇一八年二月号
＊不利益再審を排除した現行刑事訴訟法は従前どおり再審請求権者の筆頭に検察官を掲げた。旧刑訴法では不利益再審も認められており、検察官再審請求権はこの不利益再審のためにもっぱら行使された。現行法下の検察官再審請求権も実質的にはこれと同様の用い方がされている。利益再審のためにはほとんど行使されていない。その論拠として検察官再審請求権の裁量性が強調されている。検察官は「公益の代表者」として再審請求権を有するのであり、起訴裁量と同様の広範な裁量権が認められると説かれる。
＊本稿では、この主張が誤りであり、検察官の再審請求権は利益再審の活性化のためにも義務的であることを諸外国の動向も踏まえて詳しく論述した。
○単著「人権擁護委員制度創設七〇周年を迎えて」法律のひろば二〇一八年一一月号
＊世界人権宣言及び人権擁護委員制度七〇周年を迎えて、人権擁護委員制度の創設とその後の展開を詳しく跡づけるとともに、今後の展望と課題についても整理した。
○単著「無期刑受刑者の仮釈放について」四国更生保護委員会に提出、二〇一八年一二月
＊二一世紀に入り、世界では、死刑の廃止に加えて、仮

釈放を認めない「終身刑」の廃止も進んでいる。しかし、日本では、死刑の存置に加えて、無期刑の「終身刑」化がみられる。検察官や犯罪被害者等への求意見等により、無期刑受刑者の仮釈放が認められなくなったからである。
＊本意見書では、諸外国の動向、あるいは仮釈放制度の意義などに照らし、無期刑受刑者についても仮釈放の運用の対象とすべきことを詳述した。
○単著「菊池事件において検察官が再審請求権を行使する義務の名宛人」熊本地方裁判所に提出、二〇一九年二月
＊現在、菊池事件検察官再審請求権不行使国賠訴訟が熊本地方裁判所に提訴されている。全国ハンセン病療養所入所者協議会会長、ハンセン病国賠訴訟全国原告団協議会会長、国立療養所菊池恵楓園入所者自治会長等が、本国賠訴訟の原告となっている。
＊本意見書は、菊池事件において検察官が再審請求権を行使する義務の名宛人が事件本人及びその家族にとどまらず、右原告らについても義務があることを詳述したものである。

その他

判例批評

○単著「前科証拠を被告人と犯人の同一性の証明に用いる場合の証拠能力」判例評論六五七号、二〇一三年
○単著「事実の錯誤と法律の錯誤（二）（大判大正一四・六・九刑集四三巻三七八頁）」別冊ジュリスト二二〇号・刑法判例百選一総論（第七版）、二〇一四年七月
○単著「宇都宮地裁平成二八年四月八日今市事件判決の批判的考察」神戸学院法学四七巻二号、二〇一八年二月

DVD等

○監修『人権アーカイブ・シリーズ　ハンセン病問題～過去からの証言、未来への提言～』法務省人権擁護局、公益財団法人人権教育啓発推進センター企画、東映株式会社制作、二〇一六年三月

学会等研究報告

○個別報告「責任能力概念の再構成」日本障害法学会第二回大会、二〇一七年一一月
○基調報告「憲法施行七〇周年・司法はどうあるべきか―戦前・戦後、そしていま」法と民主主義・第四八回司法制度研究集会、二〇一七年一一月

講演等

○基調講演「ハンセン病について」法務省主催・ハンセ

ン病に関する親と子のシンポジウム（熊本）、二〇一一年九月

○講演「自動車交通死傷事故と厳罰化」三重短期大学、二〇一二年一〇月

○講演「なぜ検察官に再審請求を求めるのか」菊池事件の再審を進める会、二〇一三年九月

○講演「菊池事件の再審請求の必要性とその課題」岡山県県弁護士会ハンセン病被害者サポートセンタ設立一〇周年記念講演会「機能しなかった司法」、二〇一三年六月

○講演「医療・福祉と刑事政策」公益社団法人日本精神神経科診療所協会医療観察法等検討委員会第六回司法精神医学講演会、二〇一四年二月

○講演「差別を規制することの意味」福岡県人権研究所、二〇一五年一〇月

○基調講演「ハンセン病「特別法廷」と司法の責任」九州弁護士会連合会、二〇一六年二月

○講演「戦争と治安法」改憲・治安立法・裁判員制度に反対する五・一七集会（弁護士会館）、二〇一六年五月

○「基調講演」ハンセン病：「特別法廷」シンポジウム熊本・菊池恵楓園」菊池事件の再審を進める会、二〇一六年九月

○基調講演「隔離法廷と法曹の責任―ハンセン病療養所入所者に対する『特別法廷』を考える」日本弁護士連合会主催シンポジウム、二〇一六年七月

○講演「差別の実態と差別禁止法の必要性」部落解放研究第四九回全国集会、二〇一六年一一月

○講演「共謀罪と治安維持法」共謀罪反対院内集会、二〇一七年三月

○基調報告「共謀罪・憲法改正と死刑」市民シンポジウム「いのちと刑罰のあり方を考える市民集会」、二〇一七年一二月

○講演「「共謀罪と治安維持法―現代に甦る治安維持法」取り締まり当局が犯罪だと思ったものが犯罪になる？」東京保険医協会、二〇一七年四月

○講演「共謀罪のある社会」兵庫県弁護士会、二〇一七年一二月

○基調講演「法制審で語られる『社会内処遇』を考える～これって「刑罰」？福祉の「支援」が「監視」に変わる？～」主催・埼玉弁護士会／千葉県弁護士会、共催：日本弁護士連合会主催シンポジウム、二〇一八年四月

○講演「治安維持法と共謀罪」秘密法と共謀罪に反対する　愛知の会、二〇一八年四月

○講演「日本型「社会内処遇」の本質と展開について」

埼玉弁護士会及び千葉県弁護士会主催・日本弁護士連合会共催シンポジウム「法制審で語られる『社会内処遇』を考える」、二〇一八年四月

○講演「治安維持法と共謀罪」陪審制度を復活する会、二〇一八年六月

○講演「横浜事件と治安維持法・共謀罪」「横浜事件」を問う！海野普吉没後五〇年記念集会、二〇一八年七月

○講演「歴史の中の共謀罪」大阪弁護士会、二〇一八年九月

○講演「治安維持法と現代の国民統制」治安維持法国賠同盟兵庫県本部、二〇一八年一〇月

意見書等

○単著「共謀共同正犯の解釈運用について」東京高等裁判所に提出、二〇〇七年一〇月

○単著「（意見書）危険運転致死傷罪の解釈について」福岡地方裁判所に提出、二〇一四年九月

○単著「浅野健一教授の教員業績に関する陳述書」京都地方裁判所に提出、二〇一六年九月

○単著「菊池事件における検察官の再審請求権行使の羈束性」熊本地方裁判所に提出、二〇一八年五月

書評その他

○単著「ハンセン病」人権年鑑二〇一〇年（部落解放人権研究所編）

○単著「（書評）刑法の歴史通貫的な道具的性格を解明し、戦時刑法化を批判　宮本弘典著　国家刑罰権正当化戦略の歴史と地平」図書新聞二〇一〇年四月一〇日

○単著「ハンセン病」人権年鑑二〇一一年（部落解放人権研究所編）

○単著「困ったときの相談相手　人権擁護委員　権限や予算の壁　能力を生かせる環境整備を」東京新聞二〇一一年二月二七日

○単著「争点論考　医療観察法の現状と課題　制度は破綻、廃止求む」西日本新聞二〇〇九年三月六日朝刊

○単著「療養所「共生」の象徴に　ハンセン病強制隔離違憲判決一〇年　元「検証会議」副座長内田博文氏に聞く」西日本新聞二〇一一年五月一一日朝刊

○単著「下関の女児殺害：懲役三〇年判決　神戸学院大法科大学院・内田博文教授の話」毎日新聞二〇一二年年七月二六日（山口版）朝刊

○単著「ハンセン病」人権年鑑二〇一二年（部落解放人権研究所編）

○単著「五里霧中」法と民主主義四八一号、二〇一三年八月

○単著「人権について」人権擁護協力会『人権のひろば』二〇一三年七月号

○単著「ハンセン病」人権年鑑二〇一三年（部落解放人権研究所編）

○単著「無らい県運動の検証報告書を蒲島郁夫知事に提出する検証委員会の内田博文委員長　住民巻き込み差別増幅　解消へ継続取り組み要請」熊本日日新聞二〇一四年七月二一日朝刊

○単著「患者の子への差別　国賠償責任認める判決　国のハンセン病問題検証会議で副座長を務めた内田博文・神戸学院大教授（刑事法）の話」毎日新聞二〇一五年九月九日朝刊

○単著「（巻頭言）歴史に学ぶ」ハンセン病市民学会ニュース二〇一五年三月一日号

○単著「法整備に期待　国のハンセン病問題検証会議で副座長を務めた内田博文・神戸学院大教授（刑事法）の話」毎日新聞二〇一六年二月一六日大阪朝刊

○「（書評）杉田敦（政治学者・法政大学教授）　内田博文著『刑法と戦争　戦時治安法制のつくり方』」朝日新聞二〇一六年二月二一日朝刊

○単著「編集委員インタビュー　根強い偏見、家族とも断絶　神戸学院大学教授内田博文さんに聞く」神戸新聞二〇一六年二月二一日朝刊

○単著「ハンセン病に詳しい神戸学院大の内田博文教授の話」産経新聞二〇一六年三月三一日

○単著「国のハンセン病問題検証会議で副座長を務めた内田博文・九州大学名誉教授（刑事法）話　『公開原則』結論　本質理解せず」読売新聞二〇一六年四月二六日朝刊

○単著「元ハンセン病問題検証会議副座長・内田博文さん　検証文化根付かせよ」読売新聞二〇一六年四月二六日朝刊

○単著「検証が不十分　ハンセン病問題に詳しい内田博文神戸学院大学教授」神戸新聞二〇一六年四月二六日朝刊

○共著「（憲法を考える）あの隔離から―平沢保治・内田博文・樹木希林」朝日新聞二〇一六年六月一〇日朝刊

○単著「（視点・論点）ハンセン病　差別・偏見との闘い」NHK総合 二〇一六年五月一〇日早朝四時二〇分―五時二〇分放送

○単著「（司法をめぐる動き）ハンセン病「特別法廷」最高裁調査報告書について」（『法と民主主義』二〇一六年六月号）

○インタビュー「「共謀罪」のある社会　神戸学院大学教授・内田博文さん」朝日新聞二〇一七年三月二二日

朝刊

○出演・解説「(ETV特集)自由はこうして奪われた～治安維持法一〇万人の記録～」NHK二〇一八年一八日(午後一一時―一二時)放送